

処遇改善加算にかかる「見える化」要件について（情報公開）

令和 6 年度介護報酬改定により、旧介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化され、新加算である「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当事業所では、職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境整備を行い、事業所において加算の算定要件を満たしていることから、介護職員等処遇改善加算Ⅱを取得しております。

介護職員等処遇改善加算（ⅠまたはⅡ）の算定要件のひとつ「見える化要件」について、加算の算定状況および職場環境等の改善に係る取組内容をホームページへの掲載等により公表することが求められていることから、以下のとおり公表いたします。

新加算の取得状況

事業所名	処遇改善加算
グループホーム協愛	Ⅱ

職場環境等要件を満たすために実施した取組項目およびその具体的な取組内容

職場環境要件について、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容は次のとおりです。
下の通り公表いたします。

①入職促進に向けた取組

☑他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

☑研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

☑エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

③両立支援・多様な働き方の推進

☑職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規

職員への転換の制度等の整備

④腰痛を含む心身の健康管理

☑事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⑤生産性向上のための業務改善の取組

☑業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

⑥やりがい・働きがいの醸成

☑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

☑利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供